SURE 静岡大学学術リポジトリ

Shizuoka University REpository

イギリスにおける本人無能力時の任意代理存続に関 する二つの先例:ドゥルー対ナン事件(Drew v.

Nunn(1879) 4 Q. B. D.

661)とヨング対トインビー事件(Yonge v. Toynbee [1910] 1 K. B. 215) 下

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2015-06-29
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 志村, 武
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00008810

「イギリスにおける本人無能力時の任意代理権存続に関する二つの先例 ードゥルー対ナン事件 (Drew v. Nunn (1879) 4 Q. B. D. 661) と

ヨング対トインビー事件(Yonge v. Toynbee [1910] 1 K. B. 215)――(下)] 村 武 訳

(1879)4Q.B.D.661)(控訴院判決)の全部、およびヨング対トイ表題の先例であるドゥルー対ナン事件(Drew v.Nunn,

ンピー事件(Yonge v.Toynbee,[1909] 1K.B.D.215) (控訴院判

たい。

ロー上の原則の総括的考察については、今後の研究課題とし

の全文訳である。この二つの判決の検討、およびアメリカのの部分であるヨング対トインビー事件の後半部分(判決部分)

訳については、(上)で取り扱った。本稿(下)は、その残り決〕の前半部分(事実と当事者間の訴答手続の部分)、の全文

研究平野克明先生退官記念論文集一巻二・三・四号六九-一能力時の任意代理権存続に関する三つの先例」静岡大学法政判例法(この点については、拙稿「アメリカにおける本人無

十二月二十一日。以下の書面による判決が下された。 〔控訴院判決〕の後半部分(判決部分) ヨング対トインビー事件 (Yonge v.Toynbee[1909] 1K.B.215)

ベリー事件〔Smout v.Ilbery,10 M.&W.1〕の原則が、コーレ本件における興味深くかつ重要な争点は、スマウト対イル本件における興味深くかつ重要な争点は、スマウト対イルの判決を述べるよう私に望まれた。

五頁参照)をも考慮に入れたこの問題についてのコモン・ 「イギリスにおける本人無能力時の任意代理権存続に関する二つの先例 ――ドゥルー対ナン事件 (Drew r. Num (1879) 4 Q. B. D. 661) とヨング対トインビー事件(Yonge r. Toythee [1910] 1 K. B. 215) ――(F-) 1 五 五 ン対ライト事件〔Collen v.Wright,8 E.&B.647〕判決後、ど

五六

法政研究二卷二号(一九九七年)

3 B.&Ad.114)がある。この事件では、Bの代理人として為 受けたのだった。このような場合においても、代理人は、 以下の三つに先例を類型化している。第一に、代理人が詐欺 るものである。スマウト対イルベリー事件において、アルダー こまで有効な法として作用し続けているか、その範囲に関す 人的に責任を負うのである。第三類型は、代理人が善意で自 がそれに基づいて契約を締結する誘引となったのだから、個 分自身が知っている事実を不実表示したことにより、相手方 意で信じて、あたかも委任状によるかのように為替手形を引 が、自分がしていることをBは遡及的に追認するだろうと善 替手形を引受ける代理権をBから与えられていなかったA えば、ポールヒル対ウォルター事件〔Polhill v.Walter(1832) に反して表示した場合。この類型に入るものとしては、たと かわらず、代理権を有していると詐欺ではないが実際上真実 責任を負う。第二に、代理人が代理権を有していないにもか た場合。このような場合においては、代理人は当然個人的に の意図をもって、自らの代理権につき悪意の不実表示を行っ ソン財務府裁判所裁判官は、裁判所の判決を述べるにあたり、 自 理権を有していたが、その代理権が、消滅の事実を代理人側 官はさらに二つの類型に分けていられるように思われる。そ していると理解するものである。この原則は次の言葉で述べ 滅した場合)において、代理人が責任を負わないことを判示 知ることなく、あるいは、知る手段がなく、その代理権が消 当初は代理権を有していたが、代理権消滅の事実を代理人が き異議を述べているのではなくて、後者(つまり、代理人が とがなかった場合)において、代理人が責任を負うことにつ つの場合の前者(すなわち、代理人が代理権を全く有したこ イルベリー事件〔Smout v.Ilbery,10 M.&W.1〕を、上記の二 v.Ilbery,10 M.&W.1〕の事実状態にあたる。私はスマウト対 である。この二番目が、スマウト対イルベリー事件〔Smout が知ることなく、あるいは、知る手段がなく、消滅した場合 た場合)であり、二番目は、実際に代理人は当初は完全な代 理人が真正であると思っていた偽造委任状に基づいて行動し かったが、自分は代理権をもっていると信じていた場合(代 のうち最初のものは、代理人は代理権を有したことが全くな 場合である。この第三類型をアルダーソン財務府裁判所裁判

分には代理権があると信じているが、実際には代理権がない

られている。「そうだとすれば、以上の判例から導かれる真の

件のような場合には、代理人は責任を負わないということに である。これが真の原則であるということは、この問題に関 という黙示契約(implied contract)に基づいて責任を負うの 欺の有無にかかわらず、代理人は自分は代理権を有している であるように私には思われる。私見によれば、この場合、詐 any mala fides)行動時において表示した、という命題は真実 理権を有しているかのように何ら悪意ではなくして(without 者の場合においても、代理人は実際には有していなかった代 別が存在していることを理解できない。前者の場合同様、 あるいは、知る手段がなく消滅した場合との間に、原則上区 代理権を有していたが、その代理権が代理人が知ることなく、 人が一度も代理権を有していなかった場合と代理人が当初は 決されるべきであったように私には思われる。私には、代理 ば、最後に二つ述べられた場合の前者は後者と同じ方法で解 である。」もしそこで述べられた原則が真の原則であるのなら なるだろう。したがって、この結論に当裁判所は到達したの 利の不行使が存在しなければならないというものならば、本 責任を負わせるためには、代理人側に何らかの不法行為や権 「イギリスにおける本人無能力時の任意代理権子続に関する二つの先例 ――ドゥルー対ナン事件 (Drew v. Num (1879) 4 Q. B. D. 661) とヨング対トインビー事件(Yonge v. Toynbee [1910] 1 K. B. 215)――(下)」 | 14 七) 正当な代理権を有していることを信頼してそのような契約を の代理人として契約すると称する者は、代理人と称した者が ことによって上手に表現することができる。すなわち、他人 る。このような場合において生じる義務は、次のように言う その被る不便や損害が軽減したりすることは全くないのであ 道徳的にみて善意であるからといって、その役に立ったり、 しかし、かれが誘引して契約した相手に関する限り、かれが 事実は、その者の行動の道徳的な性格に影響を与えはする。 理人と称する者が善意で自分には代理権があると思っている 対しても責任を負う、という見解を私は有している。……代 張が真実でないことによってその者が被ったいかなる損害に させた者は、自らと契約を締結した者に対して、代理権の主 て、第三者の代理人として他人を誘引して自らと契約を締結 動する代理権を有していると留保なしに主張することによっ て以下の言葉を使っている。「自分が第三者の代理人として行 いては、ウィルズ裁判官が、裁判所の判決を下すにあったっ コーレン対ライト事件〔Collen v.Wright,8 E.&B.647〕にお 判決から私が引用する一節によって示される、と私は考える。

原則が、本人名義で締結された契約につき個人的に代理人に

する数多くの事件から私が選択した三つの事件のそれぞれの

的に、請け負っているか、約束しているのである。」この言葉 際、本当に存在していることにつき、明示的でなければ黙示 締結する者に対して、自分が有していると称した代理権が実 入らなかったであろう取引関係(transaction)へ入るよう誘引 することによって、第三者をしてその主張がなかったならば されるべき準則は、自分は本人の代理権を有していると主張

は、私が述べた二種類の場合のそれぞれに同様に当てはまる。

原則、すなわち、代理人に責任を負わせるためには代理人の 私見によれば、この言葉は、スマウト対イルベリー事件 側に何らかの不法行為(wrong)や権利の不行使(omission 〔Smout v.IIbery,10 M.&W.1〕が真の原則であると規定した of

right)が存在しなければならないという原則、を維持するこ とと矛盾する。ここで問題となっていることは、代理人の誠

実さや善意(bona fides)に関することではない。代理人の責任 は、自分が有していると称している代理権は実際、本当に存

Humphreys,18 Q.B.D.54,at p.60) においては、この準則がエ の遺言執行者対ハンフリーズ事件 [Firbank's Executors v. 則の違いを理解することは、私にはできない。ファーバンク 場合と代理権がいったんは存在していたが消滅した場合の原 束から生じるのである。代理権が一度も存在していなかった 在しているという、代理人によってなされた黙示の請負や約

> ばならないのであり、したがって、かれは生じた損害につき 個人的に責任を負う、というものである。」 はその主張が本当であることを請け負っていたと考えなけれ された相手方の権利を侵害した場合には、その主張をした者 最後に、スターキー対イングランド銀行事件 (Starkey v.

したが、その主張が偽りであることがわかり、その主張がな

取引(transaction of business)にこの準則が適用されると述 することによって、第三者が入るように誘引されたあらゆる 裁判官は、取引の相手方が他人の代理権を有していると表示 Bank of England[1903]A.C.114,at p.119] において、デイヴィ

た場合には、コーレン対ライト事件〔Collen v.Wright,8 E.&

ないことを知らず、そのことを調べる手段も有していなかっ べた後で、代理人と推定される者が自分が代理権を有してい

るキャンベル裁判官の、代理人は「詐欺(deceit)に対する訴訟 コルソン事件〔Lewis v.Nicholson(1852)18 Q.B.503〕におけ B.647〕の準則は適用されないとの主張を拒絶し、ルイス対ニ

シャー裁判官によって以下のように述べられている。「導き出

任を負い、私見によれば、本件のように黙示契約に基づいて であるとき、に生じるというものである。最後の(c)の責 知る手段をもたない事実によって消滅したとき、のいずれか の者が一度も代理権を有したことがなかったとき、あるいは、 の表示をする(innocently misrepresents)が、事実は、(1)そ とき、(c)その者が自分は代理権を有していると善意で不実 理権を有していると不実の表示をした(untruly represented) 欺は行わなかったが、実際には代理権を有していないのに代 任は、(a)その者が詐欺を行ったとき、(b)その者が、詐 ある。すなわち、代理人として行動していると称する者の責 かは、まったく重要ではない。」と述べて結論としている。 理人と推定される者が自分の代理権の瑕疵を知っていたか否 いう言葉を引用し、私見として、「この分野の法の適用上、代 が存在していた場合であろうがなかろうが、責任を負う。」と 自分は代理権を有していると通知した場合には、詐欺(fraud) において、なんらかの詐欺(fraud)が存在していた場合には責 (2)当初存在していた代理権がその者の知らない、または、 以上の三つの判決の結論は、私見によれば、次のとおりで 25条a〔Story on Agency,s.265a〕がこの判決を是認する根 あったのかもしれない。そして、これがストウリの代理法の

ルベリー事件〔Smout v.Ilbery,10 M.&W.1〕の判決理由 あった。」という一節に表現されているように、スマウト対イ るということは、契約の両当事者が等しく知っていた事実で れが、「このような状況のもとでは、本人の生命が継続してい せるような表示(representation)は存在していないだろう。こ いて述べたことを自ら証明するのならば、黙示契約を発生さ うこと、などを代理人が契約の相手方に対して当該時点にお るので、自分は本人がまだ生きているかどうか知らないとい 証するつもりはないこと、あるいは、自分の本人は外国にい あるかどうか自分は知らないので、その委任状の有効性を保 が依拠している委任状(warrant of attorney)が真正なもので な場合における事実によって排除されうる。たとえば、自分 の瑕疵を知っていたか否かは重要ではないのである。 るという事実から生じるのであって、その者が自分の代理権 の者は自分が代理権を有することにつき黙示的に契約してい もちろん、この黙示契約の成立(implied contract)は、 特別

「イギリスにおける本人無能力時の任意代理権存続に関する二つの先例 ----ドゥルー対ナン事件(Drew v. Num (1879) 4 Q. B. D. 651)とコング対トインビー事件(Youge v. Toynbee [1910] 1 K. B. 215) --- (下) 」 一 五 九

そ

拠であるように思われるのである。

夫は、

世界史上、通信が

任は、代理人として行動していると称することによって、

六〇

現在のように発達していなかった時期である、一八三九年五

ていた、ということを根拠にして裁判所は判断したように思言できず、断言しなかったことを、商品を提供した肉屋が知っようなものであったので、妻は、夫が生きているとあえて断月に中国に向けてイギリスを出発したのであり、事実がこの

われる。もしそうであるのならば、黙示契約は存在していな

本件における事実は以下のとおりである。ソリシタはトイン対ライト事件〔Collen v.Wright,8 E.&B.647〕とは相容れい、と私は考える。私が述べてきた先例から導き出される(omission of right)に依拠するのではなくて、黙示契約(omission of right)に依拠するのである、と私は考える。
和学校
本件における事実は以下のとおりである。ソリシタはトイン対ライト事件〔Collen v.Wright,8 E.&B.647〕とは相容れン対ライト事件〔Collen v.Wright,8 E.&B.647〕とは相容れ

実を証明しなかった。

ソリシタは黙示契約の成立が排除されたということを示す事

この代理権はトインビーの精神障害(unsoundness of mind)この代理権はトインビーの精神障害(unsoundness of mind)によって消滅した。その後、ソリシタは一九〇八年十月三十日に応訴することを引き受け、最初の訴訟に十一月六日に応訴し、その訴訟が取下げられた後、十二月二十一日に応訴を訴し、その訴訟が取下げられた後、十二月二十一日に応訴をには依頼者が精神障害になっていたということを原告に知らには依頼者が精神障害になっていたということを原告に知らには依頼者が精神障害になっていたということを原告に知らには依頼者が精神障害になっているというソリシタの表示して行動する代理権を有しているというソリシタの表示して行動する代理権を有しているというソリシタの表示して行動する代理権を有しているというソリシタの表示して行動する代理権を当初は有していた。

このソリシタの代理権のもつ特殊性はさほど重要ではない、る、ということが当裁判所に対して強調されている。しかし、適切な措置を講じ続ける義務を負っている特殊な代理人でありリシタは、依頼人に対して代理人として訴訟上あらゆる

紙を書き、ウォントナー氏とサンズ氏に連絡をとるようにと私は考える。他方、被告トインビーが原告のソリシタに手

を通して、ソリシタは知る手段を有していたが、被告が精神の訴訟ばならない。一九〇八年八月から一九〇九年四月までの期間 ソリシ告と直接連絡をとることは許されなかった点に留意しなけれ 続は削言った八月二十一日以降、原告は同様業者間の礼儀として被 日に補

障害になっていたことにつき実際には確かめなかった。その

である。 である。

らびに下級審の訴訟費用につき認められるべきである。だろう、と私は考える。したがって、本件上訴は当裁判所なきさはおそらく訴訟で浪費された原告の訴訟費用の額となる損害賠償を命じる命令を獲得する資格を有し、この損害の大以上の理由により、上訴人は勝訴して、ソリシタに対して

の訴訟費用を支払うよう命じられなければならないというこソリシタであるウォントナー氏とサンズ氏は原告の現在まで続は削除されなければならないということ、および、被告の日に補助裁判官に、訴訟における応訴とその後のすべての手

スィンフィン・イーディ裁判官。原告は、先の十月二十六

十日に適切に応訴したことがうかがわれるのである。この宣氏が被告の代理人として応訴することを引き受け、十二月三

十九日に発給されたこと、そして、ウォントナー氏とサンズの宣誓供述書によって、この事件の令状は一九〇八年十二月夕に対して作成された宣誓供述書によって裏付けされた。そと、を申立てた。この申立は、書記官によって原告のソリシ

五日に、ウォントナー氏が私のところに立ち寄り、私に、前暫供述書の第5項は次のように述べている。「一九〇九年四月

トインビーがかれの言うように、医師によって精神異常であされたということを知らせていった。そこで、私はその後、宣告されていないものの精神障害者であるとして適法に拘禁神異常であると認定され、その後すぐ、裁判上はそのように述の被告ハリー・ヴァルピィ・トインビーが医師によって精

「イギリスにおける本人無能刃時の任意代理権手続に関する二つの先例 ――ドゥルー対ナン事件 (Drew r. Num (1879) 4 Q. B. D. 661) とヨング対トインピー事件(Yonge v. Toyabee [1910] 1 K. B. 215)――(下)」 | 八 |

一九〇九年四月五日以前に、ウォントナー氏とサンズ氏が

一九〇九年二月二十六日にトインビーの妻サラ・エティス・である一九〇八年十月八日に拘禁されたということ、そして、ると認定され、どちらの訴訟の令状も発給されていない段階

トインビーを、一定の財産後見人の権限を有するかれの財産

ウォントナー氏とサンズ氏がトインごⅠ氏のおかれている犬ということ、を確認したのである。一九○九年四月五日に、の財産管理人に任命する、精神障害における命令が下された

障害であるということを知らなかったのである。もっとも、態についてそのように教えてくれるまでは、私はかれが精神ウォントナー氏とサンズ氏がトインビー氏のおかれている状

は健康状態が優れず、仕事に専念することができないと話しウォントナー氏とサンズ氏は一度ならず私に、トインビー氏

支払を命じることを拒否した以外は、求められたとおりの命たことはあった。]補助裁判官は、ウォントナー氏に訴訟費用は健康状態が優れず、仕事に専念することができないと話し

払うよう命じられねばならない、という命令を求めたのであ裁判所へ上訴し、ウォントナー氏は現在までの訴訟費用を支官は補助裁判官の判断を維持した。そこで、原告は、今や本命令の拒否を不服として、裁判官のもとへ上訴したが、裁判令を出した。原告は、ウォントナー氏へのこの訴訟費用支払

る。

についてはまったく疑いをさしはきむ余地はない。おらず、また、ウォントナー氏とサンズ氏の善意(good faih)被告の精神障害について知っていた、という示唆はなされて

告に由来する代理権を何ら有していなかったのであり、した人として応訴したり、応訴することを引き受けたりする、被よって、実際にはウォントナー氏とサンズ氏は、被告の代理なるが、その行動より早い時点で生じた被告の精神障害にソリシタとして行動する代理権を有していると表示したのでソリシタと

代理する代理権を受領し、実際に当該訴訟に関する事柄につ被告が精神障害になっていなかった一九〇八年八月に被告をのである、と原告は主張した。ウォントナー氏とサンズ氏は、がって、自分が権限なくして行動したことにつき責任を負う

てもそれを確認できなかったであろうから、スマウト対イルていたことは知らなかったし、相当の注意を払っていたとしき被告を代理したこと、および、自分たちの代理権が消滅し

ベリー事件 (Smout v.Ilbery,10 M.&W.1) とサルトン対

Cycle Co.[1900] 1 Ch.43) に依拠して、このような状況の下 ニュービーストンサイクル会社事件〔Salton v.New Beeston 対ヴァン グルッテン事件 [Fricker v.Van Grutten[1896] 2 the-Sea Gas Co.v.Armstrong,13 Ch.D.310)参照。フリッカー スィー ガス会社対アームストロング事件〔Newbiggin-by-

ではないこと、を主張した。 では、彼らは相手方の被った費用につき何ら責任を負うもの 九〇八年十二月三十日にほかならない。この日は、ウォン 私見によれば、考慮すべき重要な時点は、応訴がなされた 初有していたのかどうかという問題を決定すべき時点は、 Ch.649〕 も参照。

トナー氏とサンズ氏が、被告の代理人として訴訟において答

(abortive)ことが判明している、当該訴訟手続を継続すること この表示に基づいて、原告は、現在までに不適切であった 弁をする代理権を有することを表示した日だったのであり、 によって自分の不利益となるように行動してきたのである。 ことが必要になる。 が、かつては有していたが知らずに消滅してしまった代理権 〇八年八月である、という見解が正しいとするならば、 に基づいて行動し続けることの結果はどうなるのか考慮する 彼ら

リシタが被告の代理人として行動するように指示された一九

私見とは異なり、ソリシタが訴訟の防御をする代理権を当

ソ

だ善意であるということだけで、ウォントナー氏とサンズ氏 場にあるにすぎないのである。このような状況の下では、た この見解によれば、ウォントナー氏とサンズ氏はスマウト対 は単に善意で、しかし、代理権なくして、行動したという立 イルベリー事件の原則によって保護されることはなく、彼ら が保護されることはないであろう。したがって、彼らは誤っ 償において代理人に責任ありとする根拠は、かれが自分が有 て他人が誤って導かれ不利益を受けたという場合に、損害賠 は黙示の担保責任(implied contract or warranty)が存在する していると称した代理権を有していたという黙示契約ないし したにもかかわらず、当該代理権を有しておらず、それによっ 代理人がある特定の行為をする代理権を有していると表示

「イギリスにおける木人無能刀時の任意代理権手続に関する二つの先例 ―― ドゥルー対ナン事件 (Drew v. Nam (1879) 4 Q. B. D. 651) とヨング対トインビー事件(Yonge v. Topibee [1910] 1 K. B. 215) ――(牛)」 🏻 | 十八 | 1 |

ているのである。この点につき、ニュービギン

バイ

ザ

ことである。このことから、原則上、代理人がそれに基づい

て行動していると称している代理権が継続的な代理権である

て導かれてしまった相手方の被った費用を支払う責任を負っ

法政研究二卷二号(一九九七年)

p.60]において、エシャー裁判官は、これについての法を以下 ときには、かれがその一連の行動をする代理権を有している ズ事件 (Firbank's Executors v.Humphreys,18 Q.B.D.54,at るように思われる。ファーバンクの遺言執行者対ハンフリー という黙示の契約ないしは担保責任とが存在している、とな という継続的な明示の表示とかれが当該代理権を有している を有しているように装って、他人をして、当該代理権を代理 のである。すなわち、それは、代理人が有していない代理権 的な準則に対しては、少なくとも一つの例外が確立している 行った者に対しては存在しないであろう。しかし、この一般

よって、第三者をして、その主張がなかったならば入らなかっ る者が、自分は本人の代理権を有していると主張することに を締結させるという場合よりも、さらに広く適用される。あ Wright,8 E.&B.647)の原則は、ある者が他人を誘引して契約 のように述べている。「コーレン対ライト事件〔Collen v.

ンドリ控訴院裁判官は、「一般的にいって、損害賠償請求訴訟 任を負う、という準則が導き出されるべきである。」また、リ のであり、したがって、かれは生じた損害につき個人的に責 が本当であることを引き受けていたと考えなければならない 方の権利を侵害した場合には、その主張をした者はその主張 の主張が偽りであることがわかり、その主張がなされた相手 たであろう取引関係(transaction)へ入るよう誘引したが、そ

た行為について違いが生じるべきではない。

被告の主張は、スターキー対イングランド銀行事件〔Star-

は、他人を誤って導く不実表示を、不誠実ではなく(honestly)

う誘引する場合である。」と述べている[18 Q.B.D.54,at p.62]。 人が有しているという信頼に基づいて、代理人と取引するよ さて、私の判断では、この原則は、代理人が有していると

消滅により代理権なくしてなされたとしても、この場合にこ 為に適用されるのかにかかわらず、両者に等しく適用される 装った代理権が一つの行為だけに適用されるのか、一連の行 れたという事実によって、その後に、代理権なくして行われ 為のうち最初のうちになされたものは代理権がある時に行わ の原則が適用されてはならない理由は存在しない。一連の行 のであり、後者の場合に、代理人の行為の一部だけが代理権

判官は、「かれ〔アピヨン氏〕の議論の全重点は、本件は詐欺 key v.Bank of England,[1903]A.C.114,at p.119] における 貴族院のデイヴィ裁判官の意見とは相容れない。デイヴィ裁

phreys,18 Q.B.D.54) は有効(sound)であると述べ、その結果、 ず、そのことを知る手段も有していなかった事件には適用さ 称するときには、その者は自分が自分の表示したものである 私がすでにふれた、その事件が控訴院に係属しているときに 対ハンフリーズ事件判決〔Firbank's Executors v.Hum. る。そして、リンドリ裁判官は、ファーバンクの遺言執行者 が、既にふれた代理に関するその著書の第二版以降同様、第 を有している。そして、まさに、これこそがストウリ裁判官 疵を知っていたか否かはまったく重要ではない、という見解 列挙する必要のないその他の事件で定立された準則は、代理 対ライト事件〔Collen v.Wright,8 E.&B.647〕やここで逐一 ことにつき約束ないしは保証しているのだから、その者が自 ホールスベリー裁判官は、ある者が代理人として行動すると かれが以前に述べたことを貴族院でまた繰り返している。 の分野の法の適用上、代理人と称する者が自分の代理権の瑕 れないこと、を示すことにおかれてきている。……私は、こ 人と推定される者が自分が代理権を有していないことを知ら 一版で主張した法理にほかならないのである。」と述べてい 「イギリスにおける本人無能力時の任意代理権存続に関する二つの先例 ――ドゥルー対ナン事件(Drew v. Nimn (1879) 4 Q. B. D. 661)とコング対トインビー事件(Youge v. Toybee [1910] 1 K. B. 215) ― (下) 」 | 八 五 側に何らかの不法行為ないしは権利の不行使が存在していな 動した代理人に個人的な責任を負わせるためには、代理人の 後の時期の区別、つまり、しばらくの間、代理権なくして行 Co.[1900] 1 Ch.43] でスターリング裁判官が依拠した区別、 ビーストンサイクル会社事件〔Salton v.New Beeston Cycle Peek(1889)14 App.Cas.337) によって影響を受けないとも指 官は、この原則はデリー対ピーク事件判決 (Derry v. 官と同じ見解を表明している。さらに、ホールスベリー裁判 のいくつかの判断に賛成し、それを引用して、リンドリ裁判 いう見解を私は有している。 ければならないという原則、は有効な(sound)ものではないと または、相当の注意を払えば知りえたかもしれない時点の前 すなわち、ソリシタが自分の代理権が撤回されたことを知り、 摘している。 卜事件第一審 (Collen v.Wright,7 E.&B.301; 8 E.&B.647) 規定する、財務府会議室裁判所で維持されたコーレン対ライ 約束ないしは保証に基づいてその者を訴えることができると 以上、私が言及してきた先例に鑑みれば、サルトン対ニュー

行為に関する準則の例外ではないこと、ならびに、コーレン

分が表示したものが真実であると信じていたとしても、その

一六六

ていると推定し、その点につき調査しないものだ、という見

y,10 M.&W.1〕が、自分の代理権が撤回されたことを知らず

私の判断では、スマウト対イルベリー事件〔Smout v.Ilber-

法政研究二卷二号 (一九九七年)

ことはできないのである。

私は、訴訟行為において裁判所は、その成員であるソリシ

ば、その限りにおいて、この事件はもはや法であると考える たことにつき相手方に対して責任を負わないと判断したなら に行動し続ける代理人は自分が代理権を保証ないしは表示し

せず、被害を受けた当事者をアトーニに課される損害賠償に

訟手続の開始ないしは防御を行ったとしても、

裁判所は介入

徹底していて、(支払能力ある)アトーニが代理権なくして訴

よる救済に委ねたのだった。サルケルド判例集に搭載されて

いる匿名事件〔Anon,1 Salk.86〕において、

ホールド首席裁

防御することを引き受けたならば、アトーニが代理権を有し ン・ロー裁判所は、アトーニが原告として訴え、被告として きな混乱と不安定がもたらされるであろう。かつては、コモ 訴訟の相手方に対して何ら責任を負わないとするならば、大 していた場合に、代理権なくして行動し続けたことにつき、 行動するのである。もし仮にソリシタが、当初、代理権を有 き疑ったり調査したりすることなく、同様の基盤に基づいて た、自分の相手方のソリシタが代理権を有していることにつ く当然のこととして受け入れるのである。訴訟の相手方もま が被告の代理人として行う応訴を、その代理権を疑うことな 裁判所はソリシタの依頼により令状を発給するし、ソリシタ タを大いに信頼しているということを付け加えたいと思う。

ニに費用を支払わせたのだった。この点につき、ハッバート を採用し、代理権なくしてなされた訴訟を停止して、アトー ド裁判官の判示の結果、コモン・ロー裁判所は異なった見解 land(1847)1 Ex.1〕も参照。その後、ロブソン対イートン事件 ならびにベイレイ対バックランド事件 (Bayley v.Buck-事件 [Stanhope v.Eavery(1836)5 Dowl.357; 3 Bing.N C.301] る。」と述べている。この点につき、スタナップ対イーヴァリィ トーニに対する訴訟を委ねるというのが当裁判所の方針であ を有しているかのように訴訟手続を進め、当事者にそのア 判所はそれ以上調査せず、あたかもアトーニが十分な代理権 判官は、「アトーニが応訴することを引き受けたときには、裁

〔Robson v.Eaton(1785)1 T.R.62〕におけるマンスフィール

解に非常に厳格に基づいて行動したものだった。その態度は

対フィリップス事件 (Hubbart v.Phillips(1845)13 M.&W. 法的責任はどうであれ、訴訟において訴訟当事者の一方の代 法的事務を行うことは不可能になるであろう。したがって、 ことはできないだろう。そして、現存する基盤にもとづいて

の当事者が信頼できることが要求されるのである。ソリシタ に、すでに正当な代理権を有していることにつき、それぞれ においては、相手方のソリシタが、行動する外観を有する前 Howell,L.R.8 Q.B.398〕を参照。通常、事務がなされる方法 702〕ならびにレイノルズ対ハウエル事件〔Reynolds v. はかり、必要となるであろう代理権や指図をそのつど手に入 にとっては、自分の依頼人とできるかぎり最良の意思疎通を 身の成員に対して有している権限を行使して、訴訟を進めて 証しているのだという根拠にもとづいて、裁判所は、それ自 理人として行動する外観を有するソリシタはその代理権を保 いくべきである。 私見では、上訴通知書のとおりに命令が今、

Margetson & Jones[1897] 2Ch.318) において、ケケウィッ チ裁判官が指摘したように、一般的に言って、そうすること ないし、マーゲットソン&ジョーンズに関する事件〔In re トインビーに対する訴訟にかかったすべての費用の支払を れた見解に従うことにした。私は同意し、当裁判所は、被告 つつ、疑問がないわけではないが、私は同僚によって表明さ

リシタは、自分の相手の依頼人と意思疎通をはかることはし れることが常に自由に行えるのである。しかし、相手方のソ

きである。

発せられるべ

ヴォーン・ウィリアムズ控訴院裁判官。ためらいをおぼえ

理するにつき、自ら有すると主張する代理権の存在につき保 は適当ではないのである。私見では、ソリシタが依頼人を代

代理権を有していることを、誰も安心して当然の前提とする 証していると考えることは、法的事務を正しく行うためには 絶対必要なことである。仮にもし保証していないとするなら 自分の相手のソリシタが、その発言や行動につき正当な たのである。 ウォントナー氏とサンズ氏に命じることを拒否するウィル し、本件上訴を認めねばならない、という結論に私は到達し なされた上訴を却下するサットン裁判官が下した判決を破棄 バーフォース補助裁判官の判断を不服として、原告によって

ば、

「イギリスにおける本人無能力時の任意代理権存続に関する二つの先例 ――ドゥルー対ナン事件(Drew v. Num (1879) 4 Q. B. D. 661) とヨング対トインビー事件(Youge v. Toynbee [1910] 1 K. B. 215) ――(下)」 | 八七

トハ

とこうなこうかったみられていった。 麦切り かたこうない たち切る当裁判所に係属している本件では、上訴の弁論において、 判決はこ

して応訴することを十分に正当化するだけの包括的な依頼も二番目の令状についても、それ自身にそれぞれの令状に対事実についての争いはみられなかった。最初の令状について

てこの衣領は肖威したと言われている。見の一致をみていた。しかし、被告の精神障害(lunacy)によっ見の一致をみていた。しかし、被告の精神障害(lunacy)によっく

代理権が精神障害によって消滅するならば、それ以降に生てこの依頼は消滅したと言われている。

はないか、と私は思う。当初、ソリシタは代理権を有していであろうとも、支払義務を負うと考えなければならないのでじたすべての費用につき、ソリシタは、たとえどれほど善意

たが、その代理権がソリシタの知ることなく精神障害や死亡はないか、と私は思う。当初、ソリシタは代理権を有してい

によって消滅した場合に、ソリシタは責任を負うと考えるの

信じる。スマウト対イルベリー事件判決 (Smout v.Ilbery,10は、法の拡張適用(an extension of the law)である、と私は

M.&W.1〕はコーレン対ライト事件判決〔Collen v.Wright,8

ダーソン財務府裁判所裁判官の判決の最後に述べられた、本える。なぜならば、スマウト対イルベリー事件におけるアルE.&B.647) によって覆されたと考える必要はない、と私は考

にしている、と私は考えるからである。法的関係に基づくものである、という言葉が当該判決を無効判決はこの判断がなされた時点に存在している夫と妻という

を経ない懲戒命令(summary disciplinary order)でこの問題件事実に関して争いが存在していたのならば、正式事実審理裁判官室においてそうであったと思われるように、もし本

引きよ、有効引行ならずにて皮をひまな骨引に引いてになけ加えねばならない。

を処理するよりも、原告の訴訟に委ねるのがより良い方法で

は認められる、というものである。判決は、当裁判所ならびに下級審の訴訟費用に関して上訴

上訴は認められた。

代理人である(ウッド、ビッグおよびナッシュ上訴人のソリシタ)J.H.ヨングおよびウォーセスターの

被上訴人のソリシタ ウォントナーおよびサンズ

E. L.